

平成 27 (2015) 年度
登 録 販 売 者 試 験 要 項

1 試験日時及び場所

期 日	平成27年8月26日(水)
時 間	10時30分～16時 (開場は9時30分から)
試験場所	ビッグパレットふくしま 1階 多目的展示ホール (福島県郡山市南二丁目52番地)

2 試験方法及び内容

試験方法	筆記試験(マークシート方式)	
試験時間	10時30分～12時30分	14時～16時
試験項目 及び 問題数	1 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (20問) 2 主な医薬品とその作用 (40問)	3 人体の働きと医薬品 (20問) 4 薬事に関する法規と制度 (20問) 5 医薬品の適正使用と安全対策 (20問)

※配分時間：試験項目及び問題数欄の「1、3、4、5」は各40分、「2」は80分

3 受験申請書受付等

受付期間	平成27年6月1日(月)から平成27年6月30日(火)まで なお、申請書の提出は持参によるものを原則とするが、やむを得ない場合は郵送も可とする。ただし、郵送による場合は簡易書留によるものとし、受付期間終了日の5日前(6月25日(木))を締め切りとする。その場合は6月25日(木)消印有効とする。また、郵送した書類に不備があった場合、申請書は受理しない。
受付時間	9時～12時 及び 13時～17時
※提出先 (次頁参照)	① 県内居住者：最寄りの各保健福祉事務所(保健所) (郡山市、いわき市にあっては、各保健所) ② 県外居住者：福島県保健福祉部薬務課

※提出先（所在地及び電話番号）

保健福祉事務所（保健所）名	所 在 地	電話番号
県北保健福祉事務所 （県北保健所 医療薬事課）	福島市御山町 8 番 30 号	024-534-4103
県中保健福祉事務所 （県中保健所 医療薬事課）	須賀川市旭町 153-1	0248-75-7817
県南保健福祉事務所 （県南保健所 医療薬事課）	白河市郭内 127 番地	0248-22-5479
会津保健福祉事務所 （会津保健所 医療薬事課）	会津若松市追手町 7 番 40	0242-29-5512
南会津保健福祉事務所 （南会津保健所 医療薬事課）	南会津郡南会津町田島字 天道沢甲 2542-2	0241-63-0306
相双保健福祉事務所 （相双保健所 医療薬事課）	南相馬市原町区錦町 1-30	0244-26-1330
郡山市保健所 総務課 医事薬事係	郡山市朝日二丁目 15-1	024-924-2120
いわき市保健所 総務課 医事薬事係	いわき市内郷高坂町四方 木田 191 番地	0246-27-8590
福島県保健福祉部薬務課（県外居住者のみ）	福島市杉妻町 2-16	024-521-7233

4 提出書類等

試験を受けようとする者は、登録販売者試験受験申請書（第 1 1 号様式）に写真（縦 7 cm×横 5 cm 申請日前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもの）を貼付し、提出するものとする。

◆受験手数料

17,600 円（福島県収入証紙）

- ◇ 手数料は、福島県収入証紙で納めること。収入印紙や他の都道府県の収入証紙は認められないので、間違いのないように購入すること。
- ◇ 福島県収入証紙は、消印しないこと。また、金額に過不足のないようにすること。
- ◇ 県外居住者であり、福島県収入証紙の購入が困難な場合は、郵便為替の同封に代えることができる。
- ◇ 郵便為替は、受験申請書に絶対に貼付しないこと。
なお、郵便為替の受取人欄等や住所、氏名欄は一切記載しないこと。
- ◇ 受験手数料は、受験に関する書類を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

◆受験者の写真

- ◇ 登録販売者試験受験申請書と一体となっている写真台紙に、受験者本人の写真を貼付すること。その際には、写真の裏面に氏名及び生年月日を記載すること。
- ◇ 写真は、大きさを縦 7 cm×横 5 cmとし、申請日前 6 か月以内に脱帽して正面か

ら撮影した上半身像のものとする。カラー写真（印刷）も可であること。

- ◇ 写真が不鮮明な場合及び大きさが著しく異なる場合は、申請書を受理しない。
- ◇ 写真台紙は、切り離さず受験申請書とともに提出すること。

◆受験票

- ◇ 受験票は登録販売者試験受験申請書と一体となっているので、切り離さないこと。
- ◇ 受験票のあて先欄に受験者の住所（居住地）、氏名を記入すること。
なお、申請時に転居予定がある場合などはこの限りでない。
- ◇ 試験日の1週間前になっても受験票が届かない場合は、福島県保健福祉部薬務課に問い合わせること。

5 受験申請書等の配付

- ◇ 受験申請書及び試験要項その他の関係書類は、最寄りの各保健福祉事務所（郡山市、いわき市にあっては各保健所）又は福島県保健福祉部薬務課で配付する。
- ◇ 受験申請書の郵送を希望する場合は、受験申請書の請求者の住所及び氏名を記載した（返信用）封筒（角形2号）に必ず切手を貼付し、別の封筒に入れ、下記まで送付すること。

なお、請求部数及び請求者の電話番号を明記した書類（メモ）も同封すること。

《受験申請書（試験要項含む）の郵送を希望する際の封筒の送付先》

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

福島県 保健福祉部 薬務課 （審査試験担当）

（電話）024-521-7233

（同封する封筒への）切手貼付額

受験申請書	1部	請求の場合	140円
	2部	請求の場合	205円
	3部～4部	請求の場合	250円
	5部～9部	請求の場合	400円

10部以上は直接上記まで問い合わせること。

6 合格基準

総得点の7割程度であって、かつ、各項目の得点が4割以上

7 合格発表

期 日	平成27年9月28日（月）（予定）
場 所	合格者の受験番号を次の場所で掲示する。 （掲示期間は発表日から1か月） ○ 福島県庁前掲示板 ○ 福島県保健福祉部薬務課ホームページ ○ 県内各保健福祉事務所（郡山市、いわき市にあっては各保健所）＊電話での可否の問い合わせには一切応じない。
合 格 通 知 書	合格者には、合格通知書（第12号様式）を本人あて送付する。 ただし、合格通知書の氏名の表記はJIS第一水準の文字に書き換える場合がある。 なお、不合格者には通知しない。

8 試験結果の開示（口頭による開示請求）

個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第17条第1項の規定により、受験者本人からの口頭による開示請求をすることができる。

口頭による開示を請求する場合は、受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参し、下表により午前9時から午後5時までの間に開示場所に直接請求すること。

ただし、土曜・日曜・国民の祝祭日は行わない。

開示請求できる人	受験者本人 (本人を証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参のこと)
開示内容	個人の総得点及び項目別得点
開示受付期間	合格発表の日から1か月間
開示場所	福島県庁西庁舎7階 福島県保健福祉部業務課内 (開示請求時間 午前9時～午後5時)

9 その他

- ◇ 学歴や実務経験に関する書類の提出は不要である。
- ◇ 受験申請書の氏名等は住民票のとおり記載すること。
- ◇ 受験申請に当たり、提出書類の虚偽記載や不正等が判明した場合は、受験を無効とする。
- ◇ また、合格後、これらのことが判明した場合は、合格を取り消す。
- ◇ 合格発表前は、試験問題や合否についての問い合わせには一切応じない。
- ◇ 試験にあたっての注意事項
 - ① 試験に関して不正な行為があった場合には、ただちに受験を中止し、退場を命じることがあること。
 - ② 試験問題については、受験者が持ち帰ること。
 - ③ ゴミは各自持ち帰ること。
 - ④ 試験に関する注意事項は、受験票に記載しているので、確認すること。
 - ⑤ 試験中に地震等の災害が発生した場合には、係員の指示に従うこと。

〔ビッグパレットふくしま〕

◆東北自動車道「郡山南インター」から約7Km、車で約15分

◆JR郡山駅西口「1番乗り場」から乗車、バス停「ビッグパレット」下車

所要時間：約15分 片道運賃：300円 ※(柴町)柴宮団地行き以外に御乗車下さい

